

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

規 則

○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則..... (水産経営課) 57

北 海 道

北 海 道 企 業 局 訓 令

北海道教育委員会

○北海道土地・水対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令..... (計画室) 57

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2 件) (市町村課) 58

○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室) 58

○と畜場番号の指定の一部改正..... (食品衛生課) 58

○土地改良区の役員の就任の届出..... (土地改良指導課) 59

○土地改良区の役員の住所変更の届出..... (土地改良指導課) 59

○土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課) 59

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 (土地改良指導課) 59

○道営土地改良事業計画の決定..... (土地改良指導課) 59

○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課) 59

○特定調達契約に係る入札の公告..... (漁業指導課) 59

○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) 60

○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課) 61

○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課) 61

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) 61

○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知..... (建築指導課) 61

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 62

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正..... 62

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第99号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則 (昭和44年北海道規則第93号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表第2号中「年1.15パーセント」を「年1.25パーセント」に、「年0.95パーセント」を「年1.05パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成16年3月18日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

北 海 道 北 海 道 企 業 局 訓 令 北海道教育委員会

北 海 道

北 海 道 企 業 局 訓 令 第 5 号

北海道教育委員会

庁 中 一 般
部 局

北海道土地・水対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月27日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ

北海道公営企業管理者 小笠原 紘 一

北海道教育委員会委員長 島 津 宏 興

北海道土地・水対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令

北海道土地・水対策連絡協議会設置規程 (昭和47年北海道・北海道企業局・北海道教育委員会訓令第1号) の一部を次のように改正する。

第8条中「総合企画部」を「企画振興部」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月27日から施行する。

告 示

北海道告示第460号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ機器等及び接続用ネットワーク機器等の管理運用業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成16年4月1日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地 緑苑ビル
- 4 随意契約に係る契約金額
32,634,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道企画振興部地域振興室市町村課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第461号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成16年度住民基本台帳ネットワークシステム北海道ネットワーク監視・保守に関する業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成16年4月1日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 財団法人 地方自治情報センター
(2) 住 所 東京都千代田区一番町25番地

- 4 随意契約に係る契約金額
325,026,598円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道企画振興部地域振興室市町村課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第462号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成16年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の種別	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指 定 の 理 由
映 画	白い肌の誘惑 ロシア未亡人	新日本映像	全 部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	欲求不満な女たち 一すけべ三味一	オーピー映画		
同	女子大生 恥じらいの喘ぎ	同		
同	桃色画報	ニューセレクト		
同	淫乱なる一族 第二章 絶倫の果てに	新東宝映画		
同	こってり奥さん 夫の弟もくわえて	オーピー映画		

北海道告示第463号

平成11年北海道告示第814号（と畜場番号の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

「株式会社北海道畜産公社 帯広食肉衛生検査所の項中 十勝事業所十勝総合食肉流通センター」を「株式会社北海道畜産公社 道東事業所十勝工場十勝総合食肉流通センター」に改め、釧路保健所の項中「株式会社北海道畜産公社 釧路事業所」を「株式会社北海道畜産公社 道東事業所根釧工場」に改め

る。

北海道告示第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、芦別市土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成16年4月27日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
就 任 年 月 日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成16. 4. 1	理 事	角 橋 隆 弘	芦別市常磐町64番地

北海道告示第465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新十津川土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成16年4月27日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
理 事 ・ 氏 名	住 所		
監事の別	変 更	前 変 更	後
理 事 続 木 俊 一	樺戸郡新十津川町字花月54番地2	樺戸郡新十津川町字花月941番地	

北海道告示第466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年4月19日、穂別町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第467号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、てしおがわ土地改良区が管理する甲子ダムに係る管理規程の変更を認可した。

平成16年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可した管理規程の概要

甲子ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第468号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（中館地

区ため池等整備〔用排水施設整備〕）事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山支庁に備え置いて、平成16年4月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第469号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成16年4月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
川 東	経営体育成基盤整備（客土、暗きょ、区画整理）	北海道胆振支庁
女 満 別	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、区画整理、暗きょ、土層改良、農用地造成）	北海道網走支庁

北海道告示第470号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船ほっかい上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 日 平成16年7月26日
- (4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 総トン数150トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。
- (4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特種上架台及び斜路）を有し、かつ、認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成16年4月30日から5月17日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060—8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部漁業指導課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎10階1号会議室
(送付による場合は、郵便番号 060—8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課)

(2) 入 札 日 時 平成16年6月11日 午後2時（送付による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否
要

10 そ の 他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道水産林務部漁業指導課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011—231—4111 内線 28 - 420

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (6) この入札の執行は、公開する。

- (7) 詳細は、入札説明書による。

- (8) 前金払いは、行う。

11 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel
HOKKAI Repair Service 1 set

B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., June 11, 2004

C . Contact point for notice : Fishing Guidance Division, Department of Fisheries and
Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo,
Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Extension 28-420

北海道告示第471号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 常呂郡佐呂間町字幌岩6の1、368
- 2 指 定 の 目 的 風害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第472号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 天塩郡幌延町字幌延39の1・101（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、98の1、99、100
- 2 指 定 の 目 的 干害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字幌延39の1・99（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、98の1
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁経済部林務課及び幌延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第473号

平成16年4月27日（火曜日）

北 海 道 公 報

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 野付郡別海町西春別415の265（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第474号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡浜中町湯沸393（次の図に示す部分に限る。）、の所在場所 391、394、406、408
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第475号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。

平成16年4月27日

第1564号 61

北海道知事 高 橋 はるみ

1 所 在 地

札幌市北区新琴似 9 条11丁目10番 8 号

2 商号又は名称

株式会社 大輪地所

3 代 表 者 氏 名

代表取締役 中谷日出男

4 免 許 証 番 号

北海道知事石狩(4)第5324号

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第44号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年 4月27日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 落札に係る物品等の名称及び数量

重油 J I S 1 種 2 号 調達予定数量 1,588,000 ℓ

2 落札を決定した日

平成16年 3月26日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 中川石油商事株式会社

(2) 住 所 稚内市中央 5 丁目 2 番31号

4 落札金額

重油 J I S 1 種 2 号 33.5円（1 ℓ 当たりの単価）

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成16年札幌医科大学告示第12号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 札幌医科大学事務局管財課

(2) 所在地 札幌市中央区南 1 条西17丁目

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第60号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成16年 4月27日から施行する。

平成16年 4月27日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

別表札幌方面三笠警察署の項中

「

岡 山	同 岡山54番地の 1
幌 内	同 幌内住吉町 1 番地の 1
唐 松	同 唐松栄町 1 丁目 180 番地の 1
弥 生	同 弥生町 2 丁目33番地の 13
幾春別	同 幾春別滝見町 319 番地 1

を

岡 山	同 岡山54番地 1
幌 内	同 幌内住吉町 1 番地 1
唐 松	同 唐松栄町 1 丁目 180 番地 1
弥 生	同 弥生橋町72番地 8
幾春別	同 幾春別滝見町 319 番地 8

」

に改め、同表札幌方面静内

警察署の項中

「

山 手	静内郡静内町山手町 1 丁目 1 番地	静内郡静内町山手町及び本町の 1 丁目から 5 丁目まで、古川町、木場町、海岸町及び旭町の 1 丁目及び 2 丁目、こうせい町、高砂町及び未広町の 1 丁目から 3 丁目まで、吉野町、ときわ町、中野町及び青柳町の 1 丁目から 4 丁目まで、御幸町 1 丁目から 6 丁目まで、緑町 1 丁目から 8 丁目まで、入船町、駒場、花園、柏台、清水丘、字神森、字目名並びに字真歌
-----	---------------------	--

」

		東静内	同 字東静内102 番地	同 字静内、字川合、字西川 および字浦和
--	--	-----	--------------------	----------------------------

を

「

駅 前			静内郡静内町 本町5丁目1 番13号	静内郡静内町山手町及び本町の1丁目 から5丁目まで、古川町、木場町、海 岸町及び旭町の1丁目及び2丁目、こ うせい町、高砂町及び末広町の1丁目 から3丁目まで、吉野町、ときわ町、 中野町及び青柳町の1丁目から4丁目 まで、御幸町1丁目から6丁目まで、 緑町1丁目から8丁目まで、入船町、 駒場、花園、柏台、清水丘、神森、字 目名並びに字真歌
		東静内	同 字東静内102 番地	同 字東静内、字川合、字西 川及び字浦和

」

に改め、同表北見方面北見警察署の項中

「

置 戸	同 置戸町 字置戸10番地	同 置戸町字置戸、字中里、字拓 殖、字北光、字幸岡、字雄勝、字秋 田、字境野、字豊住、字川南及び字常 盤
-----	------------------	---

を

」

「

置 戸	同 置戸町 字置戸9番地 の10	同 置戸町字置戸、字中里、字拓 殖、字北光、字幸岡、字雄勝、字秋 田、字境野、字豊住及び字川南
-----	------------------------	---

に改め、同表北見方

」

面遠軽警察署の項中

「

白 滝	同 白滝村 35線番外地
-----	-----------------

を

「

白 滝	同 白滝村 字白滝1056番 地3
-----	-------------------------

に改める。

」

